

平成30年由仁町議会第4回定例会 第1号

平成30年12月12日(水)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会町内所管事務調査報告
 - 4、産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 10 議案第 5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 11 議案第 6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 9号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 16 議案第11号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 17 議案第12号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 18 議案第13号 道央廃棄物処理組合規約の変更について
- 19 意見書案 日米物品貿易協定交渉に関する意見書の提出について
第1号
- 20 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

議長10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	羽賀直文君	2番	早坂寿博君

3番 加藤重夫君
5番 浮田孝雄君
7番 大竹登君

4番 後藤篤人君
6番 佐藤英司君
8番 井村勇夫君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	川	原	田	直
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				
務	局	長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 吉田君、1番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月10日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として条例の一部改正案3件、計画の一部変更案1件、平成30年度各会計補正予算案8件、組合規約の変更案1件の計13件であります。議会提出案件として初めに意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計2件であります。

続いて、議事運営の取り扱いといたしましては、全議案単独上程といたします。一般質問については、1日目の12日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、12日は日程第1から日程第17まで、2日目、14日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については12月2日から14日までの3日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

大変失礼いたしました。本会議の議事の日程につきましては、1日目、12日、日程第1から日程第17まで、2日目、14日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については12月12日から14日までの3日間とするところであります。大変失礼いたしました。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおりを決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの3日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年度10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。総務文教常任委員会副委員長から報告を求めます。

○2番（早坂寿博君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は台風21号及び胆振東部地震の被害について、ふるさと寄附金の状況について、不登校児童生徒の状況について、学校施設の状況についての4件で、平成30年10月26日金曜日に実施いたしました。出席委員、説明員等は記載のとおりです。

まず、台風21号及び胆振東部地震の被害についてですが、平成30年8月28日に発生し、9月5日に日本に上陸した台風21号は、25年ぶりに非常に強い勢力で上陸しました。全国各地の観測点で最大瞬間風速を観測し、由仁町では午前4時に23.5メートルを記録しました。民間被害状況としましては、人的被害はなく、農業、商工業合わせた概算被害額は8,400万円でした。また、公共施設では、倒木100本程度、道路11路線一部通行どめなど、概算被害額は1,000万円以上でありました。

次に、胆振東部地震ですが、9月6日午前3時7分、胆振地方中東部を震源に最大震度7、マグニチュード6.7を記録した大地震で、震源に近い厚真町では土砂崩れに巻き込まれ死者が多数出ました。由仁町の震度は5弱でありまして、民間被害状況としましては

人的被害、軽症2名、避難者3日間延べ10名でした。住家や墓石、農業、商工業を合わせた概算被害額は7,850万円でした。また、公共施設では、道路では14路線で陥没や亀裂が発生し、農業集落排水等の損傷を含め公共施設全体の概算被害額は7,600万円でありました。

次に、ふるさと寄附金の状況についてです。これまでの由仁町における実績ですが、平成25年度から平成29年度までの実績は記載のとおりです。平成30年度の9月30日現在の状況ですが、2,506件、5,587万円となっており、昨年の同時期と比べまして件数で約22%、寄附額で約20%の減となっています。昨年度からの減少要因としまして、総務省通知に基づき返礼率を下げたことなど、記載している3件による影響が挙げられます。今後の課題としましては、農産物が豊富な本町であります。提供できる商品の絶対数が少ないため、人気農産物が品切れとなった場合には由仁町サイト自体の閲覧が少なくなり、それが他の返礼品も選ばれなくなる要因となると考えております。そのため、返礼品の提供事業者の増加や新たな返礼品の発掘が喫緊の課題となっています。また、特に農産物が提供できない冬期間の減少を食いとめるため、通年で提供できる返礼品の品ぞろえをふやす必要があります。

続いて、不登校児童生徒の状況についてです。まず、不登校の定義として、病気や経済的理由によるものを除き、何らかの原因により年間30日以上欠席がある状態です。不登校の分類は記載のとおりです。本年度の状況として、30日以上欠席している者は小学校はなく、中学校では無気力が1名、病気が2名おります。よって、不登校者は無気力の1名となります。不登校児童生徒への対応につきましては、学校における組織的な支援、道教委から派遣されたスクールカウンセラーの活用、教育相談員を活用した取り組みとなっています。

次に、学校施設の状況として、小中学校の現地視察を行いました。まずは、トイレですが、これまで計画的に改修を進め、現在の洋式化率は小学校63%、中学校56%であります。小中学校ともに衛生管理を徹底するよう努めていました。次に、中学校の武道場の有効活用に向けてですが、体育授業の剣道以外に部活動における体力トレーニングや球技等にも活用できる広さがありますが、暖房設備がないため冬期間の使用に支障を来している状況にあります。続いて、中学校の駐輪場不足ですが、スクールバス通学以外の生徒が夏期に自転車通学しており、屋根があるところは台数が限られているため、半数程度は野ざらしで駐輪しています。最後に、小学校の普通教室の不足ですが、来年度入学する新1年生の入学者数が現段階で43人と見込まれ、施設基準である1学級35人を超えるため2学級となることから、補正予算により新たに教室を設ける改修を行うものであります。

最後に、調査後の所見です。まず、台風21号及び胆振東部地震の被害ですが、台風21号の被害では本町においても最大瞬間風速23.5メートルとなり、住家の屋根や農業施設、商工業施設のほか、倒木などが相当な被害がありました。また、北海道胆振東部地震では本町の震度は5弱の強い揺れにより、軽症とはいえ人的被害をもたらし、民間施設、公共施設問わず大きな被害が確認されました。現在人員的、時間的な都合から最終的な被害は把握できていない状況ではありますが、災害は忘れられたところに再びやってきます。今

回の経験が再び災害が起きたときの対応へ生かすことができるよう、状況の記録、保存、また次世代への申し送りが必要と考えます。

次に、ふるさと寄附金の状況ですが、担当課の創意工夫により昨年度1億3,000万円程度を超えるまで寄附額を伸ばしてきましたが、今年度においては返礼率の見直しにより9月末現在で約2割減となっています。今後は、総務省通知により返礼率が抑制されている中でも、新たな返礼品の提供事業者の増加、商品発掘に努めていくことを期待します。

3点目の不登校児童生徒の状況についてですが、教職員だけでなく、スクールカウンセラーや教育専門員を活用し、不登校児童への対応へ努力している状況が確認できました。不登校は大きな社会問題です。これまで同様、解消に向けた対応をお願いいたします。

最後に、学校施設の状況を現地視察したものととなります。トイレ設備については、清掃管理も行き届いていて清潔な状況でした。今後も適正な衛生管理を進めるようお願いいたします。次に、中学校の武道場の有効活用に向けてですが、暖房設備がないため冬期間の使用に支障を来しているため、設備投資を含めた計画を立て有効活用を望みます。中学校の駐輪場の不足ですが、生徒数の推移等を見通した上で、今後の利用計画、設備投資の必要性について検討をお願いいたします。最後に、小学校の普通教室の不足ですが、新入生の受け入れに向け、遅滞のないような改修を進めていただくことを望みます。

以上で総務文教常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、4の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付したとおりです。産業厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

○6番（佐藤英司君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、平成30年10月11日木曜日に実施しました。大豆及びてん菜につきましては、古山のほ場で現地調査を行いました。出席委員、説明員は記載のとおりです。

調査結果、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から10月1日現在の主要農産物の生育状況について説明を受けた後、大豆及びてん菜のほ場を視察しました。その後米賓館を訪問し、そらち南農業協同組合から水稻の生育経過や品質状況について説明を受けました。

主要農作物の生育状況について。水稻につきましては、6月の低温、寡照により初期生育は緩慢となり、茎数は平年の6割程度にとどまり、4月中旬までの低温、寡照が続きました。出穂期は平年より1日おくれ、遅発分げつの影響で出穂そろいは4日おくれとなりました。8月中旬以降も低温、寡照に経過したため、登熟はおくれ、成熟期は平年より7日おくれました。収穫作業は、登熟がおくれたため進まず、8日程度おくれました。秋まき小麦につきましては、成熟期の稈長、穂長は平年並みでありましたが、穂数は平年より多くなっていました。収穫作業は、平年よりややおくれで始まりました。ほぼ平年並みに

終了しました。6月中旬以降の日照不足で収量、品質は平年を下回りました。大豆については、草丈、葉数、着莢数は平年をやや下回っており、ほ場間のばらつきも多い状況でありました。病害虫は、一部のほ場で茎疫病、べと病等が見られたものの、全体の発生は少ないものでありました。てん菜につきましては、6月、7月の降雨で湿害が一部のほ場で発生しました。生育は順調に推移し、草丈、葉数、根周ともほぼ平年並みとなっております。病害虫は、褐斑病、ヨトウムシの発生が見られますが、発生量は少ない状況です。タマネギにつきましては、6月、7月の降雨、低温、日照不足により生育は緩慢となり、球肥大期は平年より7日おくれ、収穫期は小玉傾向となりました。病害虫は、白斑葉枯病、軟腐病の発生が多く、アザミウマ類の発生は少ない状況でした。収穫作業は、平年より2日おくれで終了しました。

続きまして、水稻の生育経過や品質状況についてであります。生育経過は、融雪は平年より早く、春耕作業はおおむね順調に推移しましたが、6月中旬から7月中旬までの約1カ月間曇天多雨と低温に悩まされ、生育が停滞しました。さらに、8月中旬のたび重なる降雨で9月15日現在水稻の遅速日数が6日おくれとなり、作況についても北海道90、南空知87と発表され、北海道では9年ぶりに不良となる作柄となりました。収穫作業は、9月16日から始まり、同月20日から米賓館での受け入れが開始されています。収量、6月中旬から7月中旬までの日照不足、降雨と低温、さらに8月中旬の降雨により、収量は平年を大きく下回る見込みです。くず米の発生量については、粒が細い傾向にあり、平年より多く網下米が発生しています。品質、ななつぼしを中心に死に青未熟粒の混入が多く見られている状況です。通称シラタと呼ばれる腹白、乳白粒の発生は一部の品種でやや見受けられますが、全体的には少な目であるため、死に青未熟粒を中心に色彩選別機で除去しながら調製作業を行っています。食味の基準となるたんぱく値については、気象経過の影響を受け、全体的に高目となっておりますが、施設調製のメリットを生かし、基準品の確保に努めています。

最後に、所見であります。調査の結果、ことしは6月中旬から7月中旬までの天候不順、さらには8月中旬以降にも平年を上回る降雨の影響により、一部の寒冷地作物を除き全般的に生育は収量及び品質ともに平年を下回る状況でした。また、台風21号の北海道上陸により、ビニールハウスや建物を中心に10月1日現在1億3,000万円の被害を受けていました。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務調査の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成30年第3回定例会以降の行政事務についてご報告をいたし

ます。

初めに、第1点目であります。ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。12月1日現在の寄附金の額は、受け付けベースで2,770件、8,343万円となっております。昨年の同時期と比べますと、件数で676件、金額では1,366万円の減となっております。ふるさと寄附金の返礼品につきましては、総務省からの通知に基づきまして10月1日から全ての返礼品を寄附額の3割以下とし、地場産品以外と考えられる返礼品についても見直しを行ったところであります。今後もより多くの寄附者の共感を得ることができるよう努めてまいります。

第2点目は、地域おこし協力隊の採用についてであります。このたび10月1日付で地域おこし協力隊として千葉県市原市から石塚あゆみさんを採用いたしました。隊員募集は、町の公式ホームページ、さらに一般社団法人移住・交流推進機構のホームページを通じて行いました。1年目の活動拠点は勤労福祉センター内の移住支援交流センターで、先輩協力隊員のアドバイスを受けて、町の移住、定住に関する業務に携わりながら、将来の起業または就業、任期後の定住に向けて平成33年3月まで活動を続ける予定であります。

第3点目は、JR室蘭線活性化連絡協議会の設置についてであります。JR北海道が単独では維持することが困難な線区としております室蘭線の沿線自治体との協議状況は、空知管内の岩見沢市、栗山町とは維持存続を前提とした首長懇談会をこれまで3回開催いたしました。意見を重ね続けているところでありますが、隣接する胆振管内安平町とは当町が窓口となり、空知と胆振、お互いの情報交換を図りながら利用促進に取り組んでまいりましたが、沿線市町が一体となった協議の場として、去る11月8日、岩見沢市、苫小牧市、栗山町、安平町との沿線5市町によるJR室蘭線活性化連絡協議会を設立したところであります。協議会としての今後の取り組みは、JR北海道が国に対して提出しなければならない区間ごとの事業計画、アクションプラン策定のための協力や路線の維持存続に向けた協議を行ってまいります。

第4点目は、北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使についてであります。北海道日本ハムファイターズでは、北海道の市町村を全力で応援する取り組みとして、平成25年から選手が地域のまちおこしに寄与する北海道179市町村応援大使を実施しております。当町におきましては、ことしの6月に北海道日本ハムファイターズ由仁後援会が発足したところであります。町を挙げてファイターズを応援しようとその高まりつつある機運を後押しするように、去る11月24日、札幌ドームで開催されました北海道日本ハムファイターズファンフェスティバル2018におきまして応援大使の抽せん会が行われ、上原健太選手と清宮幸太郎選手の当町への就任が決定をいたしました。任期は来年1月1日から12月31日までの1年間で、町民との交流イベントの参加や由仁町のPRなどのまちおこしにお手伝いをいただきながら、町としてもさまざまな取り組みを行ってまいります。

5点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稻につきましては、農林水産省が12月10日に公表した作況指数は全国で98、北海道で90、南空知で87の不良となり、北海道中央農業共済組合による収量調査におきましても10アール当たりの収量

は当町の平均基準単収505キログラムを下回る448キログラムとなっております。品質につきましては、そらち南農業協同組合によりますと、ななつぼしを中心に青未熟粒、成熟していない緑色の粒のことであります。この青色未熟粒の混入が多く見られましたが、腹白、乳白粒、白い色で不透明な粒のことでありますが、その発生は少なく、おおむね良好な品質となっております。また、出荷の状況につきましては、11月末現在の町全体の出荷数量は10万5,159俵で、そのうち1等米として99.1%が出荷されておりますが、高品位米の割合は約3%と非常に低い数字で、過去に例のない高たんぱく傾向となっているところであります。てん菜につきましては、生育は平年並みで、日本甜菜製糖由仁原料事務所によりますと、収量は10アール当たり6.3トン、糖分は17%と平年をやや上回る見込みとなっております。次に、豆類であります。大豆につきましては生育期の天候不順により大粒、小粒ともに小玉傾向であります。全体的に汚粒、汚れた粒であります。汚粒の発生やしわ粒、しわの入った粒、裂皮、粒が裂ける豆であります。その発生は少なく、品質は良好であり、上位等級品が中心となっております。小粒大豆の収量は、10アール当たり3俵と平年並みの状況となっております。小豆につきましては、昨年並みの作付となっておりますが、集荷量については昨年を大きく下回っており、品質については大豆同様小玉傾向となっております。タマネギにつきましては、6月下旬から7月中旬にかけての曇天多雨の影響により防除作業ができず、また球の肥大が進まなかったため全体的に小玉傾向で、収量は10アール当たり4.2トンと平年を下回る結果となっております。バレイショにつきましては、全体的に小玉傾向で、降雨の影響により腐敗、裂開の発生が若干見られましたが、例年問題となる病気はほとんど見られず、収量は10アール当たり3.2トンと平年をやや下回る結果となっております。花卉につきましては、春先の低温と日照不足により生育がおくれ、出荷本数も約1割程度減少しましたが、全国的な猛暑の影響もあり、販売単価が年間を通して高値で推移したことから、販売額は6年連続で3億円を超えたところであります。その他、一般野菜につきましても天候や台風の影響によりまして軒並み減収となっており、特にナガイモにつきましては平年の半作以下、カボチャやメロンにつきましても平年より約3割の減収が見られたところであります。本年は、4月、5月は天候にも恵まれ、生育は順調でありましたが、6月に入り低温と曇天多雨による日照不足が7月中旬まで続き、8月以降も気象変動がありましたことから、ほとんどの農作物におきまして収量減少の影響を受け、総じて平年を下回る残念な作況となったところであります。

第6点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木、建築事業につきましては、由仁神社線神楽橋架換工事は9月14日に着工し、現在橋梁下部工の作業中で、進捗率は20%であり、来年3月20日に完成の予定となっております。由仁高校線歩道造成工事は10月1日に、第1太田線道路改築工事は10月10日に、由仁町公営住宅あけぼの団地2号棟建て替え工事は10月26日に完成いたしました。また、あけぼの団地は11月14日から入居を開始しております。次に、水道事業の道道東三川由仁停車場線支障水道管布設替工事は9月26日に着工し、既に工事は完了しており、現在工事書類等の整理を行っているところであり、12月28日に完成の予定となっております。

行政報告は以上6点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成30年第3回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

ゆに教育の日の取り組みについてであります。この取り組みについては、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、さまざまな取り組みを実施しているところであります。その取り組み内容ですが、11月1日に町内小中学校、幼稚園、保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、昨年より44名多い延べ186名の保護者や地域の方々に子供たちの授業の様子や活動の様子を見ていただいたところです。また、11月26日には、各小中学校の児童生徒の代表、合わせて14名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところであります。「みんなで進めよう！いじめのない、楽しい仲間づくり」をテーマに、仲間づくりやいじめの根絶などについて学校での取り組みや課題、問題点、そしてその解決策などをグループで話し合い、発表、決議が行われました。子ども教育委員には、会議の内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会においていじめのない仲間づくりや楽しい学校づくりを継続的に実践されることを期待しているところであります。このほか、ゆめつく館の利用と本に親しむきっかけづくりとして、11月をゆに読書月間と定め、家庭での読書習慣の機会をふやすことを目的に、ゆめつく館で古本市や秋の絵本展「なぞとき探偵はきみだ！」を開催したところであります。また、由仁町文化連盟が主催する由仁町文化祭や由仁町芸能音楽発表会についても教育委員会として支援や後援を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 私は、合同墓の設置についてお伺いします。

近年急激な人口減少と少子高齢化、核家族化が進む中で、墓を継承したり、手入れすることが難しく、墓じまいに踏み切る人がふえ、自治体での合同墓の設置が進んできています。合同墓は、自治体の公営墓地の複数の人の遺骨を1カ所に共同埋葬するもので、新聞報道によりますと既に道内で設置している自治体は千歳、江別、北広島、恵庭などで、検

討中の自治体は三笠、この間新聞に報道ありましたが、美唄の数市町村があるとのことでございます。隣町にも、長沼町にも合同墓があります。由仁町でも合同墓の設置の考えはないか、町長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

墓地の設置や運営、火葬や遺骨の収骨等に関しては、墓地、埋葬等に関する法律により必要な規定が定められておりますが、近年は議員ご指摘のとおり少子高齢化の進行や核家族化、承継者の家庭事情等から収骨の管理、方法も少しずつ変化している状況と伺っているところでございます。遺骨等の収骨に関しましては、自治体等が設置する墓地や民間の霊園、寺院等の納骨堂などにおさめることとされ、これまでは家を単位で収骨することが一般的でありましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、複数の遺骨をまとめて収骨できる合同墓を設置する自治体もあり、議員ご指摘のとおり北海道内で都市部を中心に近隣の市町を含めた19の自治体が設置済みであります。公営、自治体設置の合同墓は、承継者がいない方や新たに収骨するために高額な墓石、ハカイシであります、の建立または納骨堂への収骨が必要な方にとって負担の少ない利用手段となっているようであります。ご質問のとおり、合同墓の設置につきましては他市町村の設置、さらには運営状況とともに費用対効果を含めて時間をかけて検討してまいります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今の合同墓の話ですけれども、これ呼び方がたくさんあって、合祀墓とか合葬墓とか、それから永代供養墓とか、いろいろと名前がいっぱいありますけれども、私は合同墓でちょっと説明をさせていただきたいと思います。

なぜ私がこの合同墓の質問をしようかということだったのですけれども、実は私の友人に80代の夫婦がございまして、その夫婦がお寺さんに、納骨堂に納骨をされているわけです。そうしたら、お寺さんの納骨堂にひいじいちゃん、ひいばあちゃん、じいちゃん、ばあちゃん、そしてこの間息子さんが交通事故で亡くなったものだから、交通事故で亡くなった、5柱が納骨堂に入っています。それで、今度はその墓を処理するといったってどこもないから、そのときには私たちが入るものがないと。だから、ぜひそういう合同墓があれば私たちは由仁にお世話になって、由仁にいたものだから何とかならないだろうかなという話なものだから、たまたま新聞とかテレビで報道されていまして、その研究を受けまして今回質問させてもらったのですけれども、その人たち夫婦が言っているのには、さっき町長が言いましたけれども、墓を建てればウン百万の金がかかる。だけれども、娘さんが1人いるのだけれども、東京へ嫁いでしまった。守ってくれる人がいないと。そういう人たちのためにぜひこういう合同墓があったらいいのだなという考えをされたものだから、それで私実は近くに長沼はあるものですから、長沼まで行ってちょっと視察してきました。長沼の調べたら、合同墓確かにあるのですけれども、長沼では条例や規約がありまして、町に本籍がある者、町に3親等以内の親族がある者、町民であった者、町の発展

に顕著な功績を残した者、要するにこういう長沼町にかかわりのある人でないと入れないと。それで、どこか入れるところないかなと思って近く探したら、三笠に、三笠の霊園があったのですけれども、長沼は1柱5万円だそうです。それで、民間の近くにある三笠へ行ってみたら三笠では1柱13万円だそうです。その差額があるもので、やっぱり民間はどうしても高いものだから、できれば安いものということでございますけれども、今言う、私がさっきから何回も言っていますけれども、由仁町には約893の墓石がございます。それで、その中の不明の墓石が70あるそうです。これは、住民課から聞いた話でございます。そういう方、これから将来的にもこの墓をきれいに整理整頓するとかなんとかというときにもこういう合祀塔があったらいいのではないかなと。それで、もしできればその話を、これからの話ですけれども、民間の地元にありますけれども、そういう人たちに知恵をかしてもらってそういう形で建てていくという考えがあるかないか、それだけちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問は、民間事業者が建てるというお話があった場合に町としてそのお話を聞いてどうするかということでよろしいですか。お話の内容がどんなことなのか、今の段階では想像することもできないのでありますが、これは墓地、合同墓にかかわらず、民間の事業者の方から町に対していろいろな事業計画等お話があった場合には、門前払いをしないで全てお話はまずお聞きするという姿勢をとっておりますので、この合同墓についても、あるいは霊園についても民間事業者の事業計画、事業計画案という段階なのかもしれませんが、そういったお話は全て私は聞きたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長ご存じだと思うのですが、今こういう合同墓や何か建てる場合には、法律では市町村長が要するに認可すれば建てられるようなふうになっていると思いますので、その辺は町長もよく理解していると思いますけれども。それで、町長がよく検討してくれるということでございますので、早期に、もうこういう待っている方が今たくさんおられますので、ぜひひとつそういう面を含めて検討していただきたいと思っております。

最後に、よくこの言葉があるのですけれども、揺りかごから墓場までとの言葉があるけれども、やっぱり由仁に住んでよかった、そういうまちづくりをお願いしまして、私の質問を終わります。町長、どうもありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 議長からただいまお許しをいただきましたので、私最初の答弁でお答えをさせていただきましたが、この問題大変難しい問題でございますので、時間をかけて検討をさせていただきたいということはもう一度申し上げさせていただきます、私

の最後のお答えとさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○2番（早坂寿博君） 私は、災害時における避難所のあり方について一般質問させていただきます。

本年9月に発生した台風21号、そして北海道胆振東部地震は記憶に新しい災害であります。本町におきましても台風21号は最大瞬間風速23.5メートルを記録し、地震においても震度5弱であり、大きな被害が確認されています。真夜中の大地震であり、軽症ではありますが、人的被害もありました。

その中で由仁町健康元気づくり館を避難所として開設しましたが、三川、川端地区においての避難所開設はありませんでした。理由として、災害時における非常用電源の設備がないためと思います。石狩低地東縁断層帯の上に位置する由仁町です。今後起き得る災害に対し、一刻も早く三川、川端地区に設備が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員のご質問にお答えをいたします。

本年9月に発生いたしました台風21号及び北海道胆振東部地震は、当町が隣接する厚真町を初め道内各地に大きな被害をもたらしたところであります。改めまして亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるところであります。

さて、これら2つの災害対応における避難所の開設であります。台風21号の際は避難所を開設いたしませんでしたが、北海道胆振東部地震の際には家屋が被害を受けている可能性があることから、健康元気づくり館を避難所として開設して自主避難を促したところであり、9月6日から3日間で7名の方が利用されました。

ご質問のとおり、三川地区及び川端地区におきましては避難所を開設しておりませんが、これは地震発生後、午前4時から行ったパトロールの結果、主要道路が通行可能であったこと、把握した被害状況から避難区分を自主避難としたことなどから、非常用電源の有無、非常用電源があるなしにかかわらず、複数の要因から開設不要としてげんき館のみを避難所として開設したところでございます。備えあれば憂いなしといえますから、設備が整備されているにこしたことはありませんが、議員のご質問のとおり現在三川地区、川端地区には非常用電源を備えている避難所はありません。しかし、その対応策といたしましては、北海道開発局、由仁町建設業協会など非常用発電機などの必要な機材の調達が可能な事業所と既に協定を締結しておりまして、災害時における電源確保対策は講じているところでございます。災害時の避難所の開設に当たりましては、災害の種類や場所、被害の状況などから総合的に判断して決定しているところであります。場合によっては、固定式の発電設備よりも汎用性が高い移動式の発電機のほうが活用できるという場合も考え

られます。そういった事情から、今後もこの協定などを積極的に活用して対応してまいり所存でございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） 今町長からる説明がありましたが、ちょうど私がこの一般質問をする前に12月7日と12月8日、2日続けて道新のほうで災害についての新聞関係記事がありました。7日の記事によりますと、栗山、岩見沢、滝川、深川、夕張の各地において、これは避難所における暖房器具の設置のことについて書かれてありました。次の12月8日におかれましては、岩見沢市の定例市議会の中で市長が今回の地震に関して避難所の非常用電源の設置も今11の避難所電源施設を13施設にふやすという意見もありました。また、この日一般質問で4名の方が質問されたわけですが、その4名の方全員が災害についての質問をされております。私ちょっと関心がありまして、岩見沢の一般質問を視察に行っていました。11名の方が一般質問に立ち、その中で7名の方が災害について、避難所、またその有無について質問されておりました。

今回の地震におきまして、道内はもとより本州も皆災害についての関心が大変高まっております。先ほど町長は、答弁の中で災害時においてはるる段取りがあるとおっしゃいましたが、私的には健康づくり館は初めから電源装置がありますが、三川において、今三川の避難所といいますとたしか三川保育所が避難場所になっていると思います。由仁地区におきましても8カ所の避難所がありますが、そのうちグラウンド対応が3カ所ほどあります。そのうち由仁町は元気づくり館が要するに避難所の非常電源の装置がありますが、ほかは全くそろっていない。できれば常備していただくほうが町民も安心できるかなと私は思っております。避難所のあり方について今後常備できるのか、できないのか、そして冬期間にもし災害が起きたときのために暖房設備の常備はできないのか、その点をもう一度伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 私も最初の答弁のときに申し上げさせていただきましたが、備えあれば憂いなし、あるにこしたことはないわけでございます。実際に非常用の発電機、固定式のほうは設置しておりませんが、実は町に移動用の発電機、町が防災用として1台なのですが、所有をしているところでございます。当然2カ所ですから、1台では足りないということでございます。確かに発電機、これは今回のブラックアウトの状況を見ますと必要なのでありますが、発電機、とりあえず由仁の中にはげんき館と文化交流館に24時間以上供給可能な大型発電機を設置して、避難所として使えるようには設置しているところでありますが、それ以外の例えば災害備蓄品も町は計画的に整備をしているところでありますが、これはまだまだ足りない。十分な量とは決して言えないわけでありまして。暖房器具、ストーブ等もそろえております。それから、カセットこんろなんかもそろえておりますが、数は決して充足しているところではありません。また、近年話題になっております子供用のミルク、これもありません。簡易トイレの数も足りない。よく避難所に行きま

すと、段ボール式の簡易ベッド、これもありません。仕切りもありません。まず、町にな
いものを優先して整備していくことが私は緊急的な課題だと思っています。

確かに三川、川端にはありませんが、ないことで想定をいたしまして三川や川端で防災
訓練を実施したときには、バスを使った避難訓練を実施したところがございます。決して
これは整備をしない、将来にわたってもずっと整備はしないよということではございませ
ん。たしか12月7日の閣議決定をされました来年度の国の予算編成を見ますと、災害対
応についての予算が大幅に増額されるというような、そういった発表もありました。また、
町には実は未活用の発電機が9台あります。使っていないという、この発電機、実は廃止
しました水道事業のポンプ場、あるいは浄水場に非常用発電、電源装置として設置してい
るものであります。これは動かしておりません。確実に動くものは数台に限られておりま
すが、そちらのほうもあえて点検をして、使うことが可能なのかどうかという検証もこれ
から進めてまいりたいと思います。早急にできればそれにこしたことはないわけでありま
すが、ご質問に対するしっかりとした答えにはなっておりませんが、当面は協定を結んで
いる国の機関、あるいは業者から発電機を借りて対応するというところで進めたいと考
えているところがございます。

ちなみに、今回の地震被害のときも開発のほうから発電機を複数台借りて活用をいたし
ました。それは、避難所ではなくて下水道のポンプであります。停電になりましたので、
下水道のポンプが動かなくなりました。町内数カ所あります下水道のポンプ施設にこの借
りてまいりました発電機を設置して下水道がしっかり運行するように対応したところでご
ざいます。

これからどんな災害が起きるか、これは予測することはできません。そして、災害の対
応についてはここまでやったら十分だということはないと思います。ですから、まず優先
するのはないもの、不足しているもの、そういったものの充足をまず第一に考えると。対
応していきたいというふうを考えているところがございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） 町長もご存じだと思います。石狩低地東縁断層帯、これが由仁の
下を走っております。今回の厚真もこの断層帯の一部であります。もし震源地がこの断層
帯の上の由仁町のそばで起きたことを考えると、本当に恐ろしい気持ちでいっぱいです。
先ほど町長がおっしゃったとおり、備えあれば憂いなしという言葉のとおり、早急にも実
現に向けて努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者、吉田君の発言を許します。

吉田君

○9番（吉田弘幸君） 私は、町長の出处進退について副議長の立場で質問させていただきます。

松村町長の任期も残すところ4カ月余りとなりました。町長の進退については、町民の皆さんの関心も大変高まっているところであります。町長は、平成27年5月就任以来常に町民との対話を重ね、町政に当たってこられました。また、健全財政を心がけたまちづくりを進められ、ハード面では町立病院の診療所化、介護老人保健施設の開設、給食センターの新設、ソフト面では高齢者の介護予防事業、子育て支援事業、移住、定住促進対策、企業誘致、ふるさと納税など、常に課せられた課題に積極的に取り組んでこられました。今後の町政運営を考えると、地方交付税交付金の大幅な減少など、その状況には厳しさがありますが、町長には引き続き町民が安心して暮らせるまちづくりのため町政執行に当たってほしいと望むものであります。町長の出处進退についてお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

私の任期も残すところあと4カ月となりましたが、由仁町を取り巻く状況は町内外を問わず課題が山積し、財政状況も含め依然として大変厳しいということに変わりはありません。まずは、この残された任期を町長としてその責務を全うすることが第一であり、手を緩めることなく町民の皆さんのために町政執行に努めてまいります。

その上で顧みますと、この4年間は現場に足を運び、この目で見て、町民の皆さんの声に耳を傾けながら、まさに駆け足の状態で、走りながら考え、一旦立ちどまる、後ろを振り返る、自問自答を繰り返す、そんな日々の連続でありました。吉田議員からは、私がこれまで取り組んでまいりました事務事業や推進してきました政策などを述べていただきましたが、私自身はまだまだ道半ばであり、一定の評価をいただいたことに関し恐縮をしているところであります。しかし、これは私一人の力ではなく、職員はもちろんのこと、町民の皆さん、議会議員の皆さんのご理解とご協力、そしてご支援のたまものであると改めて感謝をしているところであります。

激動の昭和、そして30年にわたる平成の時代がどのような言葉で総括されるのかわかりませんが、間もなく新しい時代を迎えようとしている中であって、少子高齢化、人口減少の流れはとまらず、好むと好まざるにかかわらず、これまで経験したことのない年齢構成の地域社会や社会構造の変化など急速に進んでいます。由仁町にとっての平成は、近隣町と比べておこなわれていた社会資本、インフラの整備、大規模プロジェクトなどこの町の未来へ向け莫大な投資がなされ、町民の皆さんの暮らしは飛躍的に変わり、快適で都市的な利便性を享受することができるようになりました。しかし、その一方でそのために起こした地方債の償還は新しい時代を迎えてもさらに数年間続き、人口減少社会に対応すべく、町のリデザイン、リニューアル、この2つの大きな事業の足かせになっているところであ

ります。これからも当町のような地方の小規模自治体にあつては、右肩上がりの振興発展は大変難しいという中にあつて、今も生きる私たちが次の世代へ引き継ぐものが借金と老朽化した施設だけというのは決して許されることではないと思います。由仁町は、多くの課題を抱えていますが、私は何よりも町民の皆さんのためにこれまでの4年間の取り組みをさらに生かし、また流れをとめることなく、まいた種が真の意味で花が咲き、実を結ぶことを目指し、引き続き町政執行の先頭に立ち、小さくてもきらりと輝く元気なまちづくりに全身全霊で取り組んでいきたいと決意をしているところであります。この機会に議会議員の皆さんのなお一層のご理解とご支援を心から申し上げる次第であります。

- 議長（熊林和男君） 吉田君
- 9番（吉田弘幸君） 終わります。

- 議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。
ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分
再開 午前10時58分

- 議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 総務課長

- 総務課長（中島 哲君） それでは、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

さきの第197回国会で国家公務員に対する人事院勧告が可決されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものであります。

このたびの国の人事院勧告では、民間のボーナス支給状況を踏まえた上で国家公務員の

期末、勤勉手当の引き上げが勧告され、年間の支給額を4.4カ月分から4.45カ月へと0.05カ月引き上げることとなりました。それにあわせ勤勉手当が支給されない議会議員におきましては、期末手当の支給額を年間4.45カ月分に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月期の期末手当において0.05カ月加算し、支給額を2.325カ月とするものであります。人事院勧告では、年間で0.05カ月、率にして100分の5を引き上げる内容となっておりますので、本年度は12月の期末手当において引き上げを行います。平成31年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等にする内容となっております。

議案第1号資料により説明をいたしますので、議案第1号資料、条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。右の欄が現行の条例、左の欄が改正案となっております。

第1条が平成30年度に係る改正であります。

第1条関係と書かれております下、第4条の第2項の下線部分、右欄の100分の227.5に100分の5を加えた100分の232.5が改正後の12月期末手当の支給率となります。

その下、第2条関係と書かれた部分が平成31年度以降に係る改正となっております。年間100分の445を6月と12月で均等に支給しますので、第1条で改正した支給率を改め、それぞれ100分の222.5を支給率としようとするものであります。

次のページをごらんください。附則であります。附則第1項は、施行日に関する規定で、平成30年度の支給に係る第1条は公布の日から、来年度以降の支給に係る第2条は平成31年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項は、条例施行日の公布の日において既に12月期の期末手当が支給済みであることから、遡及して改正後の支給率を12月1日から適用しようとするものであります。

附則第3項は、既に支給済みの期末手当を改正後の条例に基づいて支給する期末手当の内払いとみなす規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思っておりますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに職員の給料及び勤勉手当等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(中島 哲君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号同様町長、副町長、教育長の期末手当につきましても年間支給額を4.4カ月分から4.45カ月に、0.05カ月引き上げる改正であります。支給率につきましても議会議員と同様で本年度は12月期末手当の支給率を上げ、来年度以降は6月と12月の支給率を同率とするものであります。

一般職における手当支給額の引き上げは、0.05カ月を勤勉手当で引き上げるものであります。期末手当ではなく勤勉手当を引き上げる理由としましては、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進することが目的であります。

なお、再任用職員につきましても職員同様0.05カ月の引き上げとなります。

続いて、月例給の引き上げであります。本年における民間給与との較差0.16%を解消するため、平均で0.2%、金額にして400円から1,000円の引き上げを行うものであります。

議案第2号資料の新旧対照表をごらんください。新旧対照表の第1条及び第2条は町長及び副町長に関する改正、第3条及び次のページの第4条が教育長に関する改正となっております。

2ページ目をごらんください。第5条以降は、職員に関する改正で、給料表の改定、宿

日直手当及び夜間看護手当の引き上げ、勤勉手当支給率の引き上げであります。宿日直手当につきましては、1回の勤務につき200円を引き上げ4,400円に、診療所勤務の医師につきましては1,000円を引き上げ2万1,000円とするものであります。なお、勤務時間が5時間未満の場合には、それぞれ2分の1の額となるものであります。

次のページをお開きください。本年度の勤勉手当は、議員、特別職同様12月期の支給手当において0.05カ月分の引き上げを行うものであります。勤勉手当と書かれました第15条のほうがこの条項であります。

給料表であります。この3ページ下部からが行政職の給料表、8ページからが医療職の給料表となっております。給料表の詳細については、説明を省略させていただきます。

19ページをお開きください。19ページの一番下、第6条関係であります。内容は、次のページに記載をされておりますが、第17条の2第2項の改正は平成31年度以降における期末手当の支給率の改正であります。こちらは、支給率そのものが変わっているわけではなく、従来は異なっておりました6月期と12月期の支給率を同率に改正するものでありまして、期末手当の支給率自体は100分の260で従来と変更はございません。

第17条の2第3項は、再任用職員に関する規定であります。

中段にあります第17条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率改正であります。期末手当同様6月期と12月期の支給率を同率とする内容であります。第1号が再任用以外の職員、第2号が再任用職員に係る改正であります。

次のページをお開きください。第7条関係は、特殊勤務手当の改正であります。夜間看護手当の支給額を200円引き上げ、7,300円とするものであります。

その下、附則であります。附則第1項は、条例の施行日で、平成30年度に関する改正は公布の日から、来年度以降の支給に係る改正は平成31年4月1日からの施行となるものであります。

第2項は、町長、副町長、教育長の支給率を12月期の期末手当に反映させるため、条例の適用日を遡及して12月1日とするものであります。

第3項は、一般職の適用率に関する規定で、給料表及び勤勉手当支給率、夜間看護手当の改正適用日を平成30年4月1日からとするものであります。

第4項は、特別職の内払いに関する規定で、既に支払われている手当は改正後の条例に基づく手当の内払いとみなすものであります。

第5項は、一般職に関する内払いの規定であります。既に支払われている給与及び手当を改正後の条例に基づく支給の内払いとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成30年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の施行などに伴いまして、町民税の控除対象者の定義の変更、所得要件を見直すほか、租税特別措置法の改正により条項を整理するものでございます。

議案第3号、1号資料、由仁町税条例の一部を改正する条例案新旧対照表の1ページをごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。なお、第3号資料2の由仁町税条例の一部改正の主な内容の右欄の改正欄の内容とあわせてごらんをいただきたいと思っております。

それでは、1ページのご説明をいたします。現行欄の第24条は、個人の町民税の非課

税の範囲の規定で、第2項中、控除対象配偶者を改正案欄で同一生計配偶者に改めるもので、政令の改正に伴いまして定義を変更するものでございます。

中段の第35条の2は、町民税の申告の規定で、現行欄の1行目、3行目、15行目を改正案欄の1行目、3行目、16行目のとおり文言を整理するほか、改正案欄の8行目、配偶者特別控除額の次に（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）を加えまして、年金所得に係る配偶者特別控除の申告要件を見直そうとするものでございます。

2ページをお開きください。中段の附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で、第3項につきまして租税特別措置法の改正に伴いまして改正案欄のとおり条項を整理するものでございます。

改正案の附則のほうに行きまして、附則といたしまして第1条は、施行期日で、この条例は、平成31年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2条は、経過措置で、改正後の由仁町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時18分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立診療所の患者輸送車を新たに購入することに伴い、計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第4号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について内容の説明をいたします。

由仁町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としているところでございますが、このたび平成9年に購入した町立診療所の患者輸送車が故障により走行できなくなりました。既に購入から21年が経過していることから、新たな車を購入する予定であります。その財源として過疎債を充当することにしており、今回計画の一部を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、議案第4号資料をごらんください。表の右側が現行、左側が変更案になっております。

計画中、6、医療の確保の3、計画の表の5、医療の確保の欄の事業名に患者輸送車（艇）、事業内容に患者輸送車整備事業、事業主体に町を加えるものであります。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、この計画変更案について北海道と事前に協議を行ったところ、11月29日付で北海道知事から異議がない旨通知があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと基金積立金や職員の異動及び給与改定に伴う人件費など、歳入ではふるさと寄附金及び財産売却収入などの計上が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成30年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金積立金など、歳入ではこの財源となる繰越金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成30年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第7号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動及び給与改定に伴う人件費など、歳入では消費税等還付金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成30年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第8号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費など、歳入ではこれら歳出の計上に伴う国・道支出金及び支払基金交付金の計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成30年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第9号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金など、歳入では保険料及び保険基盤安定繰入金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 平成30年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第10号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出では職員の異動及び給与改定に伴う人件費など、収入では消費税等還付金及び一般会計繰入金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 平成30年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第11号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動及び給与改定に伴う人件費並びに患者輸送車購入費など、歳入では在宅医療の取り組みに伴う診療報酬の計上が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 平成30年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第12号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動及び給与改定に伴う人件費など、歳入では介護収入及び一般会計繰入金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 平成30年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日12月13日は休会とし、12月14日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡をいたします。

12月14日の開議時間は午前9時30分からとしますので、時間までにご参集願いま

す。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時40分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

9 番議員 吉 田 弘 幸

1 番議員 羽 賀 直 文